やまぐち三世代同居・近居無担保住宅ローン（プライム）

令和６年１２月　１日現在

商品名	やまぐち三世代同居・近居無担保住宅ローン（プライム） ※　山口県と山口県信用金庫協会加盟信用金庫（西中国信用金庫、萩山口信用金庫、東山口信用金庫）との地方創生にかかる包括連携協定に基づき、三世代同居・　近居のための不動産購入、住宅の増改築・修繕等に必要な連資金を応援することを目的として、３信用金庫合同にて取扱います。

1. ご利用いただける方	・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・申込時の年齢が満１８歳以上の方 【団信別年齢条件】 ①　一般団信 申込時・実行時の年齢が満１８歳以上満７０歳未満の方 ただし、満８０歳に達した直後の１２月３１日をもって、保険期間は終了します。 ②　３大疾病保障特約付団信および就業不能保障保険・３大疾病保障特約付団信 申込時・実行時の年齢が満２０歳以上満５１歳未満の方 ただし、満７５歳に達した直後の１２月３１日をもって保険期間は終了します。 ・安定継続した収入のある方（年金受給者の方も可） ・申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が「やまぐち三世代同居・近居パスポート」を所有する方 ※　「やまぐち三世代同居・近居パスポート」の有効期限内のお申込みに限ります。 ・団体信用生命保険に加入できる方 ・（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方 《無担保住宅ローンプライム》 ・申込日時点または貸付実行日時点で、当金庫における対象ローンが次の条件のいずれかを満たす場合にご利用いただけます。 ①　下記対象ローンをご利用の方で、貸付実行日から６か月以上経過し、かつ直前の返済に延滞のない方、もしくは完済後３年以内の方。 （ア）　すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン （イ）　すべてのしんきん保証基金保証付住宅ローン （ウ）　しんきん保証基金以外の保証会社保証付自動車関連ローン ②　下記対象ローンを契約中の方、もしくは新規契約される方。 （ア）しんきん保証基金保証付カードローン （イ）しんきん保証基金保証付カードローン（セットプラン）
2. お使いみち	・申込人本人が居住（居住予定を含む）し、申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し、申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ※①は、申込日時点で、支払日から３か月以内のものに限り、支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も対象とします。 ①　不動産の購入資金、新築資金、建替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 （ア）上記①に付随して必要となるインテリアや家電購入資金 ただし、①と合わせた申込みで、１００万円以内とします。

	（イ）土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入が対象となります。 （ウ）上記①にかかる住宅ローン不足資金は対象外とします。 ② 申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れた無担保ローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 ③ 申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換直前３か月の約定返済で、３営業日以上の延滞が一度もないものに限る。）の借換資金 【対象となる自宅の条件】 申込人またはその家族の持家で、（根）抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの。 ※次のものは各種（仮）登記から除きます。 ・当金庫貸付（事業資金・住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 ・本商品による借換で抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・資金使途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 《無担保住宅ローンプライム》 ・上記①～③に対し必要な資金
3. ご融資金額	・１万円以上２，０００万円以内（１万円単位） （２０歳未満の方は３００万円以内） ※ 当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が７００万円を超える場合、出資をしていただき会員となっていただく必要があります。
4. ご利用期間	・２０年以内（３か月以上１か月単位） ・元金返済据置（利払いのみ）期間は６か月以内とします。
5. ご融資形式	・証書貸付
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率（変動金利型）を適用させていただきます。 ご融資利率は毎月見直しを行っておりますので窓口でご確認ください。ご融資後の金利の見直しは、毎年４月１日ならびに１０月１日現在で、当金庫が定める「基準金利」を基準として見直し、４月１日基準のローン金利は６月の約定返済日の翌日（７月返済分）から、１０月１日基準のローン金利は１２月の約定返済日の翌日（１月返済分）から適用になります。 ・遅延損害金は、返済すべき元金に対し年１８．２５％となります。
7. ご返済方法	・毎月元金均等または毎月元利均等分割返済とします。 ・申込金額の５０％以内の元金について６か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・返済日は任意の指定日とします。
8. 団体信用生命保険	・当金庫所定の団体信用生命保険のご加入いただきます。 （保険料は当金庫が負担します。） ・３大疾病保障特約付団信および就業不能保障保険・３大疾病保障特約付団信もお選びいただけます。
9. 保証人･担保	・原則として不要です。
10. 保証会社･保証料	・一般社団法人しんきん保証基金 ・保証料はご融資利率に含まれております。
11. 必要書類	・本人確認書類 運転免許証の写し（取得していない場合は顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証

<table>
<tr><td></td><td>明書いずれかの写しで可）
※　有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。
・所得確認書類（申込金額が１００万円超の場合）
公的所得証明書（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等）、源泉徴収票原本（写し）、確定申告書(控)（写し）、給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合）、年金振込通知書・年金額改定通知書・年金裁定通知書（写し）のいずれか
・資金使途確認書類
資金使途①の場合：売買契約書、工事請負契約書、見積書、注文書、請求書等、資金使途が確認できる書類
※　不動産購入資金の場合は必ず売買契約書が必要となります。
資金使途②の場合：融資残高および借換対象ローンの資金使途確認書類
資金使途③の場合：借換対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用口座通帳
支払済資金の場合：領収書、通帳等
・「やまぐち三世代同居・近居推進協議会」が発行する「やまぐち三世代同居・近居パスポート」の写し
・対象物件の不動産登記簿謄本または全部事項証明書（申込日時点で発行日から３か月以内のもの）
※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可とします。</td></tr>
<tr><td>12. 手数料</td><td>・繰上げ返済をされる場合や、返済条件の変更をご希望される場合は、次の手数料が必要となりますので、あらかじめご了承下さい。
<table><tr><td>一部繰上げ返済される場合</td><td>５，５００円</td></tr><tr><td>全額繰上げ返済される場合</td><td>３３，０００円</td></tr><tr><td>返済条件変更手数料</td><td>５，５００円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</td><td>・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。
・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</td></tr>
<tr><td>14. その他</td><td>・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が３，０００万円以内とします。
・証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。
・資金は、原則として工事契約先に振込させていただきます。
・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。</td></tr>
</table>

西中国信用金庫